

# お 知 ら せ

国土交通大臣が施行しております淡路・東浦都市計画公園事業9・6・1号淡路島公園は、令和5年3月17日付けで都市計画法による事業の承認の告示がなされました。これに伴い事業地内の土地建物等につきまして売買や建築等を行う場合には、下記6～8に掲げる注意事項がございますのでお知らせします。

## 記

### 1 都市計画事業の種類および名称

平成8年建設省告示第447号 淡路・東浦都市計画公園事業9・6・1号淡路島公園

### 2 施行者の名称

国土交通大臣

### 3 事務所の所在地

国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階

### 4 事業地の所在

兵庫県淡路市楠本字長谷、字腰道、字桧山、字門畑、字船間地内、字正下谷及び字美良谷地内、兵庫県淡路市夢舞台地内

### 5 事業地の範囲

事業地の詳細については本事業に関する図面を淡路市都市整備部都市計画課において縦覧しております。

### 6 譲渡予定対価の額等の届出

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。届出書の様式については以下の連絡先にお問い合わせください。

(1) 譲渡の予定対価の額 (予定対価が金銭以外のものであるときはこれを時価を基準として金額に見積もった額)

(2) 譲渡の相手方・住所・氏名

届出先 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階 国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所長

届出をしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが都市計画法第95条に定められておりますので特に注意してください。

### 7 売買の成立

届出のあった日から30日以内に施行者が届出した者に対し当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、施行者と届出した者との間に予定対価の額に相当する代金で売買したものとみなされます。

### 8 建築等の制限について

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は、淡路市長の許可を受けなければなりません。

なお、ご不明な点がある場合は、以下の連絡先へお問い合わせください。

連絡先 国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所 総務課

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階

TEL 078(392)2992